

## 平成21年瑞穂町教育委員会第7回定例会 会議録

平成21年7月30日瑞穂町教育委員会第7回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 吉岡 康 君 ・ 2番 吉野 ゆかり 君 ・ 3番 戸田 祐佳 君 ・ 4番 大澤 利夫 君  
5番 岩本 隆 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 教育長及び委員会に出席した職員は、次のとおりである。

教育長 岩本 隆 君 ・ 教育部長 村山 正利 君 ・ 教育総務課長 村野 香月 君 ・ 学校指導課長 谷合 しのぶ 君  
社会教育課長 横沢 真 君 ・ 社会教育課主幹 吉岡 和彦 君 ・ 図書館長 桶田 潔 君  
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 0名

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名  
日程第2 委員長・教育長 業務報告  
日程第3 議案第27号 瑞穂町文化賞表彰要綱  
日程第4 議案第28号 瑞穂町スポーツ賞表彰要綱

- 日程第5 議案第29号 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価有識者の委嘱について
- 日程第6 報告事項1 西多摩地区教科用図書採択協議会の設置について
- 日程第7 議案第30号 平成22年度使用小学校教科用図書の採択について
- 日程第8 議案第31号 平成22年度使用中学校教科用図書の採択について
- 日程第9 議案第32号 平成22年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について
- 日程第10 議案第33号 平成22年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について

開会 午前9時00分

大澤委員長 ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成21年瑞穂町教育委員会第7回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

大澤委員長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、1番吉岡委員を指名いたします。

大澤委員長 日程第2 業務報告を行います。初めに教育長より報告願います。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

大澤委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

大澤委員長 教育長、委員長の報告において、質問等ございましたら、お願いします。

戸田委員 教育長の業務報告の中に、福祉会館名称審査会とありますが、福祉会館という名称ではなくなるのでしょうか。  
教育長 現在、福祉会館は全面改修工事を行っております。リニューアルに伴い、名称も変更することになりました。町民からの公募により、名称審査会で選定され、9月の議会において議案提出が行われる予定です。

大澤委員長 ほかに質問等ございませんか。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

大澤委員長 日程第3 議案第27号 瑞穂町文化賞表彰要綱を議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長 議案第27号 瑞穂町文化賞表彰要綱の提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町文化賞表彰の審査および決定方法を改めるため、要綱の全部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。これまで、瑞穂町文化賞につきましては、教育委員会定例会で決定していたものを、審査会を設置し審査決定後、教育委員会に報告をするものです。瑞穂町スポーツ賞表彰要綱にあわせ、全部を改正するものです。附則といたしまして、この告示は、告示の日から施行するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

社会教育課長 これまでの要綱は、全9条からなっておりましたが、新たな要綱は全14条とし、全部を改正するものです。主な内容は、ただいま教育長から説明がありましたとおり、新たに審査会を設置し審議していただくこと、決定方法も教育委員会定例会で決定していたものを、定例会への報告に変えさせていただくものです。この後ご審議いただく「瑞穂町スポーツ賞表彰要綱」にあわせた形で、要綱を改正しました。

第1条は、目的について定めるものです。第2条では、表彰の種類について定めるものです。文化賞と文化奨励賞の2種類です。第3条では、表彰の基準について、定めるものです。内容につきましては、前要綱の内容を

踏襲しております。第4条では、表彰の手続きについて、定めるものです。第5条では、表彰の審査及び決定について定めるものです。教育長が、審査会に審査依頼し、教育長に意見を提出します。教育長がその意見を尊重し、被表彰者を決定し、その結果を教育委員会に報告します。第6条から第10条までは、新たに設置する審査会について定めるものです。審査会は、5名の委員をもって組織します。瑞穂町文化連盟会長、瑞穂町社会教育委員の会議議長、瑞穂町青少年委員会委員長、瑞穂町町内会連合会会長、以上のほか、審査するに必要なものとして、現時点で文化連盟副会長を考えております。第11条では、表彰の内容、第12条では、表彰の時期について定めるものです。毎年行われる総合文化祭に実施します。第13条では、表彰の回数、第14条では、委任について、定めるものでございます。附則として、この告示は、告示の日から施行するものです。以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

大澤委員長 以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何か、ご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 1点目として、審査会を新たに設置する理由。2点目として、表彰の対象となる分野に芸術や科学など具体的に挙げられており、とても分かりやすいのですが、教育（学校教育及び社会教育（スポーツを除く。））ということで、学校教育では具体的にどのようなものが対象になるのか、この2点について教えていただけないでしょうか。

社会教育課長 審査会を設けた理由としては、スポーツ賞では表彰審査会を設けており、そちらに合わせた形に改めさせていただきますと思います。そして分野につきましては、文化賞と奨励賞と大きく分けていましたが、今回初めて細かく分けました。他市の状況を考えてみたものですが、これは学校教育で具体的にどのようなものが該当するかというと、スポーツ以外のものについて、文化賞に該当すると考えております。これまで、特に学校で何かあったためというわけではありませんが、ものづくりなど幅広く適用できるような要綱ということで、このような表現としております。

大澤委員長　ほかにございませんでしょうか。

吉野委員　第13条に、特に顕著な成績を収めた等の特別な事情があると審査会が認めるときに記載されていますが、小学校で受賞し、中学校で受賞ができるかどうかという問題があり、盛り込まれたものでしょうか。

社会教育課長　その通りです。通常は、一人が同じ分野での受賞することはできません。小学校と中学校では、レベルが異なってきますので、特別な場合ということで文言を設けさせていただきました。

大澤委員長　ほかにございませんでしょうか。

各委員　（質疑なし）

大澤委員長　質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第27号に対する討論を行います。

各委員　（討論なし）

大澤委員長　討論なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第27号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員　異議なし。

大澤委員長　異議なしと認め、議案第27号は原案通り可決されました。

大澤委員長　日程第4　議案第28号　瑞穂町スポーツ賞表彰要綱を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長　議案第28号　瑞穂町スポーツ賞表彰要綱について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町スポーツ賞表彰の基準及び表彰の審査、決定方法等を改めるため、要綱の全部を改正する必要があるもので、本案を提出するものです。

これまで、瑞穂町スポーツ賞表彰につきましては、教育委員会定例会で決定しておりましたが、今後は、審査会で推薦者の成績について教育長に意見を提出し、教育長はその意見を尊重して被表彰者を決定し、教育委員会に報告をするものです。瑞穂町文化賞表彰要綱にあわせ、全部を改正するものです。附則といたしまして、この

告示は、告示の日から施行するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

社会教育課主幹 それでは、詳細について、ご説明を申し上げます。新たな要綱は全14条とし、全部を改正するものです。主な内容は、ただいま教育長から説明がありましたとおり、審査会にて審議し、決定方法も教育委員会定例会で決定しておりましたが、今後は、定例会への報告に変えさせていただくものです。ただ今ご審議いただきました「瑞穂町文化賞表彰要綱」にあわせた形で、要綱を改正しました。

それでは、内容について、ご説明申し上げます。第1条は、目的について、定めるものです。第2条では、表彰の種類について、定めるものです。優秀賞と奨励賞に加え新たに指導者賞を設け、3種類とするものです。第3条では、表彰の基準について、定めるものです。奨励賞において、瑞穂町の小・中学校以外の方も表彰の対象といたしました。第4条では、表彰の手続きについて、定めるものです。第5条では、表彰の審査及び決定について定めるものです。教育長が、審査会に審査を依頼し、審査会が教育長に意見を提出します。教育長がその意見を尊重し、被表彰者を決定し、その結果を教育委員会に報告します。第6条から第10条までは、審査会について定めるものです。第11条では、表彰の内容、第12条では、表彰の時期について定めるものです。第13条では、表彰の回数について定めるものです。特に顕著な成績を収めた方を、再度表彰できるようにいたしました。第14条では、委任について、定めるものでございます。附則として、この告示は、告示の日から施行するものです。以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

大澤委員長 以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何か、ご質問はございませんでしょうか。

吉岡委員 新たに指導者賞を設定した背景と、第3条第3項に5年以上という指導歴の年月について、説明をしていただきたいのですが。

社会教育課主幹 指導者賞については、昨年の表彰審査会において、要綱の改正についての依頼がありました。一度審査会という形で6月に開催し、委員より意見を伺い、指導者賞という賞を設けたらどうかというご意見がありました。これは長年、指導について功績があっても表彰の対象になっていませんでした。これまで選手だけを表彰の対象にしていたもので、チームの監督など指導者の表彰をしてはどうかという意見を受け、事務局で検討し、賞を設けるという結論に達しました。

また、5年という年月ですが、1年2年では指導者としての定着もないということがあります。そのため、5年という期間以上を対象とし、決めさせていただきました。

吉岡委員 指導者賞については私も賛成なのですが、5年という年月について、想像するに色々な分野で大勢の方が対象となるように思うのですが。

社会教育課主幹 ある程度の基準となる年月を用いないと、審査をしづらいということがあります。また、5年以上の指導経験ということであれば、大勢いらっしゃるかと思うのですが、全国大会や関東大会への出場という成績も関係ございます。そのため、現在予想している段階では、それほどいらっしゃらないのではないかと思います。

教育部長 表彰を乱発するのがよいかということを含め、基準を定める必要があります。そのため、5年以上で、引き続き指導をなさっている方、顕著な功績があった者を表彰するということで、これらを含めて、委員の方に協議をしていただいて、教育委員会へ報告できる形で進めさせていただきたいと思います。

吉岡委員 5年という年月であれば、学校の先生の場合、指導により全国や関東大会へ出場したにも関わらず、異動があるために受賞できないことがあるのではないかと思います。また、3年くらいで指導力を発揮して、生徒が関東大会や全国大会に出場することも考えられなくはないと思うのですが、いかがでしょうか。

教育部長 いずれにしても、初めての表彰要綱ですので、慎重に対応させていただきたいと考えております。

大澤委員長 ほかにございますでしょうか。

吉野委員 指導者賞は、主として指導に当たっている者ということで、野球やサッカーなどの場合、いくつかチームがある場合もあります。そうした場合の表彰は、そのチームを直接指導した監督などになるのでしょうか。

社会教育課主幹 今の内容は、総監督というものが表彰の対象に当たるのかどうかという内容かと思いますが、これは推薦していただければ、表彰対象としていきます。

教育部長 この表彰については指導者賞ということで、それに該当するものを推薦していただき、審査会で吟味していただくということです。

吉野委員 推薦があれば、審査するというのでしょうか。

教育部長 はい、その通りです。

大澤委員長 ほかにございますでしょうか。

戸田委員 推薦書があるということをお初めて見せていただいたのですが、新たに指導者賞を設けたことやその指導者賞を誰が推薦するのかということ、どうやって選考するのかなど、その広報はどのようになっているのか教えていただけないでしょうか。

社会教育課主幹 本日、議決した場合には、8月の広報に掲載する予定となっております。そして、ホームページに様式を掲載し、ダウンロードできるようにします。また、町内会等の会議においてお知らせするほか、小学校や中学校においても、このお知らせを配布し、周知していきます。

大澤委員長 ほかにございますでしょうか。

吉岡委員 第3条第2項に奨励賞について、東京都大会において上位第6位までに入賞した個人とあり、指導者賞もそれに類するというので、指導者賞の表彰基準を奨励賞に準じてもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

社会教育課主幹 今回初めての賞ということもあります。指導者賞については、本人以上に指導者としての指導した結果の成績



が、全国あるいは関東大会クラスの成績を持った方でないといけないと考え、ハードルを上げた形で要綱を設けさせていただいた経緯があります。

大澤委員長 よろしいでしょうか。

吉岡委員 児童・生徒が奨励賞を受賞し、それを指導した方については指導者賞を授与しても良いのではないかと思うのですが。

教育部長 表彰の要綱は、活躍した選手や団体について表彰するということで、これまで続いてきました。その中で、昨年からはスポーツ表彰について指導者の視点も必要だろうということで、6月の表彰審査会の中で議論を重ね、今回上程をさせていただきました。

表彰については、やはり選手を中心に行うので、選手に対しての指導の指導者賞は、若干ハードルを高くした方が良いのではないかという表彰審査会の考えです。そこで、今の時点ではこの形で進め、3年くらいの経過を見た中で、議論があれば行い、要綱を変えさせていただきたいと考えております。

岩本教育長 東京都大会は、ある程度であれば出場が可能だと思います。そして選手の頑張りにより、6位に入るのも可能だと思います。

しかし、関東大会、全国大会へ進むというのは、地区予選を勝ち抜く指導力がなければいけません。選手と同じに、東京都大会で6位までに入れば、指導者賞を授与するというのは、ハードルが低すぎるのではないかと私は思います。関東大会に進むようなチームにするのは、かなりの指導力がないとできないと思います。それに勝ち抜いて全国大会ですから。東京都大会であれば、まだ地方大会ですから、そこは割愛させていただいた方が良く私は思うのですが。

吉岡委員 教育長、部長が仰るように、指導者賞を設けるからには、指導者のこれまでの労を報いるための賞ですから、それを広めるためにもっと指導者が欲しいという意味も含めてということでしたが、分かりました。

大澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第28号に対する討論を行います。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第28号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第28号は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第5 議案第29号 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価有識者の委嘱についてを議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第29号 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価有識者の委嘱について提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第5条の規定により、次の者を委嘱したいので、本案を提出するものであります。氏名と住所を述べさせていただきます。

いのうえ けいじ  
井上 恵司 八王子市中野山王二丁目6番地21号

たなか よういち  
田中 洋一 世田谷区上祖師谷2丁目32番38号

慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何か、ご質問はございませんでしょうか。

吉野委員 第5回の定例会において、委員会が委嘱するのは3名以内ということで、差し支えがなければどのような方が教えていただけないでしょうか。

岩本教育長 井上さんについては、金融機関の支店長です。田中さんについては、大学の教授です。

大澤委員長 この方たちは、瑞穂町と何か関係はあるのでしょうか。

岩本教育長 関わりはあります。井上さんは、瑞穂町で教育関係に力を入れている金融機関の支店長です。田中さんは、瑞穂町教育基本計画でご指導をいただいております。

大澤委員長 ほかに質問はございませんでしょうか。

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件ですので、討論を省略いたします。それでは、お諮りいたします。議案第29号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第29号は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第6 報告事項1 西多摩地区教科用図書採択協議会の設置について、教育長より説明願います。

岩本教育長 報告事項1 西多摩地区教科用図書採択協議会の設置についての報告を申し上げます。

学校教育法、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、並びに施行令に基づき、本年度、平成22年度中学校使用教科用図書を採択するにあたり、西多摩地区教科用図書採択協議会が設置されました。西多摩地区教科用図書採択協議会で町村立中学校の教科用図書の採択事務を進め、平成22年度中学校教科用図書を選定し、各町村教育委員会で採択する流れになっております。詳細につきましては、担当者に説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

学校指導課長 今年度は、4年に一度の中学校で使用する教科用図書の採択替えの年度となりました。昨年度は、小学校の教科用図書の採択替えをしていただきました。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条に基づき、西多摩地区で選定し、各教育委員会で採択する運びになっております。西多摩郡の場合、郡の地区採択をしますので、同一の教科用図書を使用することになっております。

3町1村の委員で構成された西多摩地区教科用図書採択協議会を設置いたしまして、別紙要綱に基づきながら実施をしております。事後報告になり、大変申し訳ありませんが、5月にこの協議会が設置され、その後、専門委員会、調査委員会を経まして、7月23日に第2回の協議会が行われ、その内容をこの後ご報告させていただきます。そして教育委員のみなさまに、平成22年度に中学校教科用図書の採択をするというのが教育委員会の役割でございます。

大澤委員長 この後、教科書採択についての議案がありますが、教科用図書採択要綱等を見て、何か質問等ございますでしょうか。採択協議会については、既に設置され、これからの議案に関連するものとなります。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

大澤委員長 日程第7 議案第30号 平成22年度使用小学校教科用図書の採択についてを議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第30号 平成22年度使用小学校教科用図書の採択についての提案理由を申し上げます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定に基づき、平成22年度小学校使用教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものであります。詳細につきましては、担当者に説明させていただきますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

学校指導課長 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、昨年度になりますが、4年に一度の小学校で使用する教科用図書の採択替えをしたところです。そして第14条に政令の定める期間、4年間になりますが、同一の教科用図書を使用しなければならないということで、小学校につきましては、昨年度新たに採択いただきましたので、平成22年度は同様の教科用図書を採択しなければなりません。そのため、別紙一覧表のとおり教科用図書を、平成22年度も使用する教科用図書として認めていただきたいということになり

ます。

大澤委員長 以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何か、ご質問はございませんでしょうか。

吉野委員 採択替えから1年間使用してきて、先生方からこれは使いにくいという意見はあったのでしょうか。

学校指導課長 4年間は、同一の教科書を使用するというので、そういうご意見があったとしても、採択替えはできないので、このことに対して先生方にご意見を伺うという行為は行っておりません。

大澤委員長 ほかにご質問は、ございませんでしょうか。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第30号に対する討論を行います。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第30号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第30号は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第8 議案第31号 平成22年度使用中学校教科用図書の採択についてを議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第31号 平成22年度使用中学校教科用図書の採択についての提案理由を申し上げます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、平成22年度中学校使用教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものであります。詳細につきましては、担当者に説明させていただきますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

学校指導課長 先ほど、西多摩地区教科用図書採択協議会について説明させていただきましたが、今年度、中学校で平成22

年度に使用する教科用図書の4年に一度の採択替えの年になっております。そして西多摩郡は、郡としての地区採択により、同一の教科用図書を使用することとなっております。西多摩地区教科用図書採択協議会で選定されました教科用図書について、ご審議いただき、ご決定いただきたいと思います。

資料としては、西多摩地区教科用図書採択協議会にて調査委員会を経て出された調査研究報告書と西多摩地区教科用図書採択協議会の選定理由書を併せて配布しているところです。初めに教科ごとの研究報告書の概要について説明させていただき、選定理由書に基づき、採択協議会で選定された理由をご説明し、順次採択をしていただきたいと思います。

順番は、国語から始めさせていただきます。国語につきましては、新たな検定本はありませんでした。4年前に調査をしていただいた教科書です。東京書籍、学校図書、三省堂、教育出版、光村図書出版の5者の教科書をもう一度専門委員会で分析していただき、その報告を各委員長からしていただき、各教科書の長所・短所を含めた特徴となっております。

国語につきましては、光村図書出版が選定されました。内容、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜という観点で、調査研究報告書では、「話すこと・聞くこと」：発達段階に応じた言語活動が配置され、資料編と関連させれば、学習が深まるよう工夫されている。「読むこと」：文学的文章は、近代・現代のバランスがよくとれている。さらに豊かな読書生活につながる教材が多く配置され、豊かな人間性を育むのに適している。説明的文章もバランスがよく、生徒の知的好奇心を高め、論理的思考を促す教材が多い。使用上の便宜として、巻末の資料編は、生徒の主体的な学習を助けるよう適度な種類、量の資料が用意されていて、活用しやすいということから、光村図書出版が適切ではないかという選定理由となっております。

書写につきましては、東京書籍、学校図書、三省堂、教育出版、光村図書出版、日本文教出版の6者の教科書を調査いたしました。特徴は、記載されているとおりです。選定されたのは光村図書出版で、選定された理由と

しては、国語の教科書と同一ということもあるのですが、日常の書写活動、文字環境から学習課題を発見し、主体的な学習を促すよう工夫されているということがありました。また、毛筆の教材が充実しており、文字に対する感覚を高められるよう工夫されていること、楷書と行書の字形の違いが比較して理解できるよう工夫されている、資料のページやコラム欄は生徒の興味・関心を高めるよう工夫されている、書き初め教材は、折り込みページで大きく示しており、実際の学習に生かすことができるということで、生徒の立場で使いやすいのではないかとということから、書写も光村図書出版になりました。

社会科地理的分野は、東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版（旧大阪書籍）、日本文教出版、日本書籍新社の6者になります。日本文教出版は2冊ありますが、最初の日本文教出版は大阪書籍が民事再生法での再生手続の開始に伴い、日本文教出版に引き継ぎが行われたものです。

特色は記載されたとおりですが、選定されたものは、帝国書院です。良さとしては、学び方を身に付けさせる工夫が随所に見られることや都道府県の単元では調べ学習の仕方に力を入れており、10項目の視点を設けている点です。また、写真やグラフ等の量が適切であり、問題解決的な学習に適した構成であることなどから選定されました。

続きまして、歴史分野です。新たに自由社が新たに参入し、検定を受けました。そして、東京書籍、教育出版、清水書院、帝国書院、日本文教出版（旧大阪書籍）、日本文教出版、扶桑社、日本書籍新社、自由社の9者となりました。歴史的分野は、帝国書院ということで、選定を受けました。

内容としては、人々のさまざまな営みが見えるように、政治史の大きな流れとともに「技術の発達」、「文化交流」、「家族」、「教育」、「環境」などの記述が充実しているということがあります。また、「歴史に挑戦」や「やってみよう」のコーナーを設けて、生徒の興味・関心に応じて発展的な内容にも対応できるようになっています。使用上の便宜としては、各章のはじめに「タイムスリップ」というコーナーがあり、その当時の人々の生活をイ

メージしやすいように工夫されており、子どもたちが歴史を体系的に、そして時間の流れや時代的背景に基づきながら理解を進め、学びを深めていくのに大変使いやすいために選定されました。

公民的分野に移ります。発行者は、東京書籍、教育出版、清水書院、帝国書院、日本文教出版（旧大阪書籍）、日本文教出版、扶桑社、日本書籍新社の8者です。その中で、選定されたのは教育出版です。

「社会を見る」が、発展的な学習を行う上で効果的な資料となっている。模擬裁判の資料が興味を引き、効果的です。そして、現代社会・憲法・政治・経済・国際問題の順になっており、生徒の思考の流れに合っていて、歴史学習からのつながりもよいという特徴があります。そのため、教育出版が選定されました。

続いて、地図帳です。地図帳は、東京書籍と帝国書院の2者です。選定は、帝国書院となっております。その理由は、資料の配色がよく、掲載写真も鮮明であり、使いやすい。また、「地図帳の使い方」や「学習課題」が設定されており、発展的な学習が行えるなどの工夫がされているところがポイントとなりました。

続きまして、数学です。数学は、東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、啓林館、日本文教出版（旧大阪書籍）の7者となっております。啓林館は2冊あるのですが、最初に書かれているものは、レベルが高めということで、未来へひろがるというものと、基礎・基本の楽しさひろがるというものです。

選定されたのは、東京書籍です。第3学年においては、「平方根」「多項式」「二次方程式」の順に章を配置し、因数分解を利用した二次方程式の開放が非常にスムーズに理解できるよう配慮されている。日常的な題材と学習内容を結びつけるための内容がすべての章に組み込まれているので、数学的な考え方と活用という概念を一致させやすく、教える側にも学ぶ側にとっても理解しやすいという理由から、東京書籍が選定されています。

理科 第1分野では、東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、啓林館の5者です。この中で、啓林館を選定しております。

学習指導要領に示されている科学学習への興味関心を高め、科学への探究心を引き出す内容となっていること



や補充，発展的内容も，生徒が興味・関心を持つ内容になっており，学習への意識付けがしやすいこと。実験での注意点，薬品，器具の取り扱いに十分配慮され安全を重視している。さらに，身近な素材を使った実験から導入し理解しやすい構成である。また，配当時間内で学習できる適切な量となっているということから，啓林館が選定されています。

理科 第2分野では，東京書籍，大日本図書，学校図書，教育出版，啓林館の5者です。この中で，啓林館を選定しております。

内容としては，基礎的・基本的な事項が生徒自ら学べるように構成され，説明も生徒の科学的思考を促すよう十分配慮され，とても分かりやすい。発展的内容がよく生徒に興味をもたせる内容となっている。要点を簡潔にまとめ，生徒に理解しやすい表現となっている。綴じ込み星座板はアイデアとしてよく，生徒に興味・関心をもたせるのに役立っているということから，啓林館が選定されています。

続きまして，音楽です。音楽は一般と器楽の2種類あり，教育出版と教育芸術の2者です。一般では，教育芸術社が選定されました。

理由は，歌唱・器楽・鑑賞の各領域の基礎的・基本的な内容を押さえて，各教材を扱っている。また，歌唱教材として日本の歌の名曲を心の歌として丁寧に取り上げていること，写真や図版の配置も，生徒にとって見やすい。また，目次に記載されている音楽学習マップは，ねらいや分類が分かりやすく表記されている。生徒が使いやすいだろうということで，選定されました。

器楽につきましては，教育出版と教育芸術の2者です。教育芸術が選定されました。

理由としては，基礎的・基本的な内容の押さえ方に配慮がなされ，また興味・関心を促しやすいよう工夫されている。特に，和楽器を用いた表現については，生徒により分かりやすく工夫されていること，授業が展開しやすいよう，習得段階に沿っての教材が豊富にあるのも使いやすいという特徴を踏まえ，教育芸術が選定されまし

た。

美術につきましては、開隆堂、光村図書出版、日本文教出版の3者です。日本文教出版が選定されました。

理由につきましては、生徒の作品が多く、生徒が興味・関心を引きやすいということ。年表は見やすく、図版も大きくて鑑賞しやすい。修学旅行等の行事と関連させた指導もしやすい。また、表現・鑑賞及び陶芸については解説が十分ではないということがあります。見開きや表紙の写真が大きくきれいで鑑賞しやすいという特徴を踏まえて選定されました。

続きまして、保健体育です。東京書籍、大日本図書、学研の3者で、東京書籍が選定されています。資料が多く、図・写真が大きく活用しやすい。保健編が前半で、体育編が後半で使用しやすく分量もよい。また、左に情報、右に本文となっていて整理され、かつ導入に活用しやすい。用語の解説が適切で、見やすい写真・図絵・グラフで構成されていることから、東京書籍が選定されています。

次に、技術・家庭の技術分野に移ります。東京書籍、開隆堂出版の2者になります。技術分野は開隆堂出版が選定されています。日本の匠の技など技術史、材料などを重視し「原料から製品になるまで」等を図で説明していて分かりやすい。加工方法として、金属や鋳造などにも力を入れている。特に環境に力を入れた学習教材が多く、バイオ技術などの説明が丁寧にされている。系統学習的編集になっているので、学習に取り組みやすい。リサイクル、リデュースについて幅広く記載されている。また、新学習指導要領で必修になる領域に関して、対応した記載がなされていることなどから選定されました。

家庭分野につきましては、東京書籍と開隆堂出版の2者で、東京書籍は発展的な内容が多く、開隆堂出版が基礎・基本の内容が多いことが大きな特徴となっております。その中で、開隆堂出版が選定されました。「ふり返し」の項目で、まとめの内容が記述されているのは、自己評価などの観点が学習しやすくなっている。学習内容を広げるための小課題が豊富に、随所に取り入れられている。学習のまとめは、基礎的・基本的な内容をまとめやす

いよう工夫されていることで、特に基礎・基本が丁寧に取り扱うことができることから選定されています。

最後に外国語です。東京書籍、開隆堂出版、学校図書、三省堂、教育出版、光村図書出版の6者です。その中で選定されたのが学校図書です。

実践的コミュニケーション能力育成に対する会話の工夫がされている。「聞く」・「話す」・「書く」・「読む」の取り扱いは、バランスよく構成されている。写真や挿絵などが内容の理解を助けるものになっている。入門期の生徒が容易に学習に取り組めるように、文字の書体や大きさ等に工夫が見られる。生徒の自己表現活動という視点から工夫がされている。また、生徒が楽しく学習に取り組めるよう、巻頭・巻末資料・コラムなどに工夫があることなどから選定されました。これで報告と説明を終わります。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。内容と資料については、調査研究委員会による調査研究報告書に基づき、7月23日の採択協議会で選定され、学校指導課長より詳しく説明がありましたが、その点について、質疑がありましたらお願いします。

吉野委員 西多摩の学校で、成績にもばらつきがあるかと思います。教科によるのでしょうか、難易度の高いものというより、基礎・基本を中心とした分かりやすい教科書が選定されているということでしょうか。

学校指導課長 それぞれの教科書の特色によるのかと思うのですが、基本的には子どもたちの立場に立ったときに、家で教科書を使って勉強しやすいというのも重要なことです。配列においても、子どもが見て分かりやすいとか、家庭で学習をしやすいといった視点でも選定されております

大澤委員長 そのほか、ございますでしょうか。

戸田委員 教科書を選定する際、小学校と中学校では同じ教科書であっても発行者が違うかと思うのですが、それは小学校は小学校で、中学校は中学校ということで、それぞれの専門委員会の方が調査し、一番子どもたちにこの教科書が良いということで選ばれているのでしょうか。個人的には、小学校から中学校に上がる際に、同じ教科書会社

の方が分かりやすいのかどうかと思いましたが、それはあまり関係のないことでしょうか。

学校指導課長 教科書は、小学校で国語が光村図書出版であれば、中学校も光村図書出版でなければならないといったことはありません。あくまで検定本ですから、すべて学習指導要領に沿った文部科学省の検定を受けております。あとは使いやすさや子どもの実態により選ぶことになります。

4年に一度の教科書採択の際に検定本が出され、小学校では昨年度採択していただいたのですが、今回と同じように調査研究報告書が出され、分析をしていただいた中で、郡の子どもたちの実態、先生方が子どもの学習の状況や日々の生活のことを鑑みて、この教材をこういう風に導入すれば、心が豊かになるなど、色々なことを鑑みて選定されているところです。バランスよく選定されていると思います。

大澤委員長 そのほか、ございますでしょうか。

吉岡委員 3町1村で、それぞれの地域特性があるかと思うのですが、教科書を選定する際に、意見のばらつきはなかったのでしょうか。

学校指導課長 専門委員は3町1村から選ばれて、構成されます。学習状況に差があるという吉野委員からのご指摘のとおり、それぞれの町村の状況はありますが、基礎・基本を押さえていこうということや子どもたちが使いやすい教科書を選定するということは、専門委員の方で共通しておりますから、大きく差が出たということは聞いておりません。

吉岡委員 専門部会から色々精査されているわけですし、地域や学校ごとに学力の差があるわけですから、多少の意見の相違があったのかという思いがありましたので。

学校指導課長 授業では、教科書を教えるのではなく、教科書で教えるわけですから、ここから先は教師の指導力・技術力になります。瑞穂はそうしたところが課題かとも思うのですが。ただ、選定していただいた教科書は、中身の充実したよいものが選ばれていると判断しています。

大澤委員長　ほかにございますでしょうか。

戸田委員　社会の公民的分野で、帝国書院を表記・表現のところで、テロや拉致について触れておらず、そのほかの発行者については、簡単であっても記述があると記載されています。帝国書院の教科書を使用した場合、あとは教員の力量によるということですから、授業でこのようなことは取り上げられるのでしょうか。それとも、教科書に沿うことで、授業で触れられることなく過ぎ去ってしまうのでしょうか。

学校指導課長　教科書の中に記載がないとしても、公民の分野の中で歴史的な流れや社会的な事象がありますから、先生方は触れていると思います。教科書ですから、100%どれも記載があるということではなく、どの教科書にもメリット・デメリットがあります。全体のバランスを見て、どの教科書がよいかということです。重要なことは授業の中で触れていくということは、各先生方で行っていると思います。

大澤委員長　ほかにございますでしょうか。

各委員　（質疑なし）

大澤委員長　質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第31号に対する討論を行います。

戸田委員　選定理由の中に、各教科ともイラストが多く、見やすくなっていたり、大事なところがゴシックで強調されているなどありました。私の子どもが中学生で、選定された発行者と同じ教科書を見たのですが、写真やイラストが多く、子どもにとってはすごく見やすい内容で、数学でも大事な公式は、パッと開けば、ここが大事ということが見やすく仕上がっていると思います。そのため、選ばれたもので良いのではないかと思います。

大澤委員長　そのほかにございますでしょうか。

各委員　（討論なし）

大澤委員長　討論なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第31号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第31号は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第9 議案第32号 平成22年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択についてを議題とします。  
提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第32号 平成22年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択についての提案理由を申し上げます。  
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき、平成22年度小学校特別支援学級使用教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものであります。詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

学校指導課長 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき、平成22年度小学校特別支援学級使用教科用図書を採択していただくということでございます。特別支援学級においては、学校教育法第34条第2項に教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができるという規定があります。この規定に基づき、教科用図書を選定しているところです。

目録等が送られてきて、そうしたもののなかから、学校で子どもたちの実態に応じて選定していただいております。教科用図書一覧の裏が、今年度の瑞穂第一小学校の教育課程になっております。たんぽぽ学級ということで、特別支援学校の知的障害の各教科に基づきながら、国語、書写、算数、音楽、図画工作、保健、生活をリンクされた形で平成22年度の教科用図書が一覧となっております。

国語は、同成社の「ゆっくり学ぶ子のための「こくご」」ということで、文字のことや発音、発語、読み書きなど分かりやすく作成されています。そして、学習研究社の「レインボーことば絵じてん」は、理解がゆっくりということがあり、絵の事典や言葉が絵ではなく物を使っています。書写は、あかね書房の「もじのえほん」とい

うことで、まだ習字をする段階ではありませんので、「かたかなアイウエオ」など、絵本を取り入れながら、楽しく言葉を学んでいくという教科書です。

算数は同成社ということで、「ゆっくり学ぶ子のための「さんすう）」ということで、特別支援学級の子どもたちのために作られている本です。そして、くもん出版の「くもんのとけいカード」ということで、アナログの時計を理解していくことも必要ですので、これで学習を楽しくしております。

音楽は、「歌のパレット」という教科書を使いながら、楽しく分かりやすく、子どもたちの歌いやすいなじみの深い歌を練習するために使用します。

図画工作は、「くもんのせいかつ図鑑」ということで、くだものやさいカードを用いて模写などに使っております。

保健は、自分の体のことを知ったり、怪我をしたときの治療ができるとか、発達段階に応じて踏まえていく必要がありますので、このような教科書を使っております。

生活科は、「ひとりでできるもん」というもので、最終的に簡単な料理ができるようになるということ、例えばインスタントラーメンが作れるということもあるでしょうし、パンを焼いたり、ご飯を研いだりすることが一人でできるようにという内容が書かれています。また、物の名前や日本のこと、生活科なので、理科と社会の内容が合わさった合科的な内容がこの中に入っております。説明は以上です。

大澤委員長 以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何か、ご質問はございませんでしょうか。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第32号に対する討論を行います。いかがでしょうか。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第32号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第32号は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第10 議案第33号 平成22年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択についてを議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第33号 平成22年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択についての提案理由を申し上げます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき、平成22年度中学校特別支援学級使用教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものであります。詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

学校指導課長 先ほど、小学校の特別支援学級の教科用図書採択で説明したことと同様に、今度は瑞穂中学校の7組で来年度使用する教科用図書の採択をお願いいたします。中学校では、各教科の学習内容の教育課程を選定された教科用図書一覧表の裏側に付けています。

国語は、偕成社の「言葉図鑑」、書写は太郎次郎社の「漢字がたのしくなる本」ということで、漢字の練習を主に行っています。

社会科は、岩崎書店の「ちずあそび」と成美堂出版の「調べ学習に役立つ日本の地図」ということで、日本全般の理解を深めていくということで選定されています。

数学は、「くらしに役立つ数学」ということで、応用数学は必要ありませんので、基本的な数学な基礎ということで、足し算・引き算・掛け算を主にした生活に根付いたような数の量や概念を形成するための教科書を選定し



ています。

理科は、「科学シリーズ じめんのうえとじめんのした」ということで、身近な事象に関心をもつという理由から、このような教科書を選定しています。音楽は、「こどものうた100選」ということです。

美術は、「色セロハンでつくろう」ということで、比較的内容に偏っているところもありますが、7組の子どもたちが見て作りたいと思うような、取り扱いやすい工作や美術関係のものが載っているものを選定しています。

保健体育は、小学校でもありましたが、福音館書店の「かがくのとも傑作集」ということで、自分の体を知ることや簡単な応急処置等を身に付けさせることができるようなものを選定しています。

技術家庭科は、偕成社の「子どものマナー図鑑」ということで、料理を作ったり、食事を人とするときのマナーなどを楽しく学べる内容になっております。

英語は、「小学校英語の勉強室ABCのおけいこ」、「おもしろいかいわ」など、子どもが興味関心をもてるような学習を進められるようになっております。英語科は、英語の専門の先生が来て、ALTにも入っていただいて学習を進めております。中学校は以上でございます。

大澤委員長 以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何か、ご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 教科書の取り扱いの裏に、瑞穂中学校で取り扱っている時間数に、理科は科学シリーズ じめんのうえとじめんのしたということであるのですが、理科の必修教科の時間数が0時間となっておりますが、これは総合的学習の時間など違う分野で行っているのか教えていただけないでしょうか。

学校指導課長 必ずしも、教科それぞれが入っていなければならないという規定ではありません。理科を社会科の部分や技術・家庭科などで合科のように取り組んでいます。理科というと、実験や科学的なことに特化しやすいのですが、なかなかそのレベルまで理解していくことが難しいということがあります。教科書を見ていただいて分かるかと思うのですが、植物なら地面の下に根があり、上に花が咲いてといった内容になっており、生活科を進めていく中

で取り組んでいるような部分があり、そうした中に含まれています。

大澤委員長 ほかにございますでしょうか。

吉野委員 小・中学校に共通して、音楽では歌の教科書はありますが、ハンドベルや合奏の授業では教科書を使わず、プリントなどで対応しているのでしょうか。

学校指導課長 これは、教科書は歌についてだけで、演奏会などでハンドベルをやっていますが、これは様子を見ると別に楽譜だけを取り上げて使っているようです。

大澤委員長 ほかにございますでしょうか。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第33号に対する討論を行います。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第33号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第33号は原案通り可決されました。

大澤委員長 以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて、平成21年瑞穂町教育委員会第7回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前10時40分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員